

## 大阪府条例第六十二号

大阪府二千二十五年日本国際博覧会の準備及び開催時における小型

無人機等の飛行の禁止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、二千二十五年日本国際博覧会（令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号。以下「法」という。）第一条に規定する博覧会をいう。以下「博覧会」という。）の準備及び開催時における対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、博覧会の円滑な準備及び運営の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「対象地域」とは、次条第一項及び第二項の規定により指定された地域（海域を含む。）をいう。

2 この条例において「対象施設」とは、次条第三項の規定により指定された施設をいう。

3 この条例において「対象施設周辺地域」とは、次条第四項の規定により指定された地域（海域を含む。）をいう。

4 この条例において「小型無人機等」とは、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機及び同条第四項に規定する特定航空用機器をいう。

5 この条例において「博覧会協会」とは、法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会（公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（平成三十一年一月三十日に一般社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会という名称で設立された法人）をいう。）をいう。

6 この条例において「博覧会会場」とは、博覧会協会が策定した二千二十五年日本国際博覧会基本計画において会場計画として定められた会場をいう。

(対象地域等の指定等)

第三条 知事は、第一条の目的に照らしその地域の上空における小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認める大阪市此花区に所在する夢洲及びその周囲おおむね千メートルの地域を、対象地域として指定するものとする。

2 前項に定めるもののほか、知事は、第一条の目的に照らし、小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが特に必要であると認める町又は字の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項に規定する市町村の区域内の町又は字の区域をいう。）及びその周囲おおむね三百メートルの範囲内の地域を、対象地域として指定することができる。

3 知事は、第一条の目的に照らしその施設の上空における小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認める施設を、対象施設として指定することができる。この場合において、知事は当該対象施設の敷地（一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をい

う。以下同じ。）又は区域を併せて指定するものとする。

4 知事は、前項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域（対象地域に含まれる地域を除く。）を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

5 知事は、第一項及び第二項の規定により対象地域を指定するとき又は前二項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。

6 知事は、第一項及び第二項の規定により対象地域を指定するとき又は第三項及び第四項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察本部長と協議しなければならぬ。

7 知事は、対象地域を指定する場合にあつてはその旨、期間及び対象となる地域を、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を指定する場合にあつてはその旨、期間、当該対象施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を告示しなければならない。

8 知事は、対象地域又は対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、直ちにその指定を解除しなければならない。

9 知事は、前項の規定による解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（対象地域等の上空における小型無人機等の飛行の禁止）

第四条 何人も、前条第五項の規定により知事が定める期間については、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機等を飛行させてはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機等の飛行については、適用しない。

一 博覧会協会又はその同意を得た者が博覧会会場及びその周辺の海域の上空において行う小型無人機等の飛行

二 対象施設の所有者、占有者（正当な権原を有する者に限る。以下同じ。）若しくは管理者（以下「施設所有者等」という。）又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行

三 対象地域（博覧会会場を除く。）又は対象施設周辺地域内の土地又は施設の所有者、占有者若しくは管理者（以下「土地所有者等」という。）又はその同意を得た者が当該土地又は施設の上空において行う小型無人機等の飛行

四 国又は地方公共団体の業務を行うための小型無人機等の飛行（博覧会会場の上空において行う小型無人機等の飛行を除く。ただし、災害その他緊急やむを得ない場合には、博覧会会場の上空において行う小型無人機等の飛行を含む。）

3 前項の規定により小型無人機等の飛行を行おうとする者は、次条に定める方法により、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象地域又は

対象施設周辺地域を管轄する警察署長（当該対象地域又は当該対象施設周辺地域が二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下「所轄警察署長」という。）を経由して、公安委員会に通報しなければならない。

（通報の方法）

第五条 前条第二項第一号から第三号までに掲げる小型無人機等の飛行を行うとする者のうち博覧会協会、施設所有者等、土地所有者等又は同項第四号に掲げる小型無人機等の飛行を行うとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第三項の規定による通報は、小型無人機等の飛行を開始する日の七日前（災害その他公安委員会が緊急やむを得ないと認める場合にあつては、小型無人機等の飛行を開始する前）までに、次に掲げる事項を、所轄警察署長を経由して、公安委員会に通報して行うものとする。

一 通報を行う者（以下「通報者」という。）の氏名、生年月日、住所及び連絡

先（通報者が法人の場合は名称、代表者の氏名、所在地及び連絡先）

二 小型無人機等の飛行を行う目的

三 小型無人機等の飛行を行う日時

四 小型無人機等の飛行に係る対象地域又は対象施設周辺地域内の区域

五 小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴をいう。）

六 小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十二条の四第三項の規定により通知された登録記号をいう。）

七 操縦を行う者（以下「操縦者」という。）の氏名、生年月日、住所及び連絡先

八 操縦者の勤務先の名称、所在地及び連絡先（操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行うとする場合に限り。）

九 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が別に定める事項

2 前項の規定は、前条第二項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行うとする者のうち、博覧会協会以外の者が行う前条第三項の規定による通報について準用する。この場合において、前項中「通報は、」とあるのは「通報は、博覧会協会が同意した上で、博覧会協会が」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、前条第二項第二号及び第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行うとする者のうち施設所有者等及び土地所有者等以外の者が行う前条第三項の規定による通報について準用する。この場合において、第一項中「通報は」とあるのは「通報は、施設所有者等又は土地所有者等の同意を得た上で」と読み替えるものとする。

4 第一項（前二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通報の際には、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、災害その他緊急やむを得ない場合にあつては、口頭その他適切な方法により行うことができる。

一 小型無人機等の飛行場所、操縦する場所及び監視する場所を表示した図面

二 小型無人機等の飛行に係る機器の写真（当該機器の全体及び製造番号を写したものに限り。）及び仕様書

三 前条第二項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者のうち博覧会協会の同意を得た者が行う小型無人機等の飛行にあつては、当該小型無人機等の飛行をさせようとする者の氏名、住所及び連絡先（飛行させようとする者が法人の場合は名称、代表者の氏名、所在地及び連絡先）を記載した書類、同項第二号又は第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者のうち施設所有者等又は土地所有者等の同意を得た者が行う小型無人機等の飛行にあつては、当該小型無人機等の飛行について同意をした者の氏名、住所、連絡先（同意をした者が法人の場合は名称、代表者の氏名、所在地及び連絡先）及びその同意を行った年月日を記載した書類

四 公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写し（公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合に限り。）

五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める書類又は図面

5 第一項（第二項及び第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通報をした者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項各号に掲げる書類の記載事項に変更があつたときは、公安委員会が別に定める時期までに所轄警察署長を経由して、公安委員会にその旨を通報し、又は変更後の書類を提出しなければならない。

（関係機関への協力要請）

第六条 知事は、この条例の施行に関し、国及び地方公共団体の関係機関に対し必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

2 公安委員会は、第三条の規定による対象地域等の指定等及び第四条第三項の規定による通報に関し、国及び地方公共団体の関係機関に対し必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

3 博覧会協会は、第四条第二項第一号の同意に関し、国及び地方公共団体の関係機関に対し必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

（円滑な準備及び運営の確保のための措置）

第七条 警察官は、第四条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象地域又は対象施設周辺地域の上空から除去させることその他の博覧会の円滑な準備及び運営の確保に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、同項の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置を命ずるとまがないときは、警察官は、博覧会の円滑な準備及び運営の確保のためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要

な措置をとることができる。

3 府は、前項の措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者（第四条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機等の飛行を行った者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（罰則）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反した者

二 前条第一項の規定による警察官の命令に違反した者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和七年十月十三日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下「刑法施行日」という。）の前日までの間における第八条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

4 この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。